

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 8月17日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 8月17日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議 員	饗 庭 敦 子		

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
--------	---------	------	---------

本日の委員会に付した案件

- (1) 町制50周年記念事業について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 ●時●●分

休憩前の音声データ欠落のため、会議録なし。

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。この記念事業企画書素案の中で、休憩中にもいろいろ議論が出ました。3つの事業を全て特別委員会として取り組んでいくのか。あるいはもう記念誌の発行、それから議会活動状況の報告書、こっちがボリュームが遥かに大きいわけですね。したがって、これだけが特別委員会の選任事項として、あとコンサート、記念講演会がどうなるか分かりませんが、これについては従来どおり、こっちでもいいんじゃないかという意見が分かれておる。私自身も記念事業としては3つ取り組むけれども、この全てを特別委員会に諮らんでもいいんじゃないかなという気はしておるんですが、これについても一度、皆さんの意見をお尋ねをしたいと思います。

安部委員。

○委員（安部都委員）

議場コンサートと講演会につきましては、もうほぼ固まりつつあるので、そこは全員協議会で了承を得れば議員の方で進めていく方が、もう早く進めるんじゃないかなというふうに思います。そして、皆さんのやはり全員参加というのは、この議会活動と記念誌の方で関わっていただければ、それで済むんじゃないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私の記憶間違いでなければ、この特別委員会というのは50年誌に特化した特別委員会というふうに記憶をしていて、なぜかという編集内容にいったときに、もうそれは次の特別委員会の中で検討することであって、ここで検討しなくていいんじゃないかという意見まで出たかと思うんですね。ですから、特別委員会は私は設置した方がいいという考え方で、先ほど委員長もおっしゃったように、50年誌に特化した特別委員会の設置というところを望みたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

饗庭議員。

○議員（饗庭敦子議員）

私は、その切り分けてするというのに何か特別委員会という意味がちょっとやっぱり見出せないというところがあり、50年誌だけにするという理由が明確であればいいかとは思いますが、切り分けて、こちらは議会運営委員会ですすよ、こちらは特別委員会で、というのがどういう意味で切り分けられるのかというのが、なかなか納得を得られないのではないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も今、饗庭委員が言われたところも、ちょっとやっぱり気になる場所ですよ。特別委員会をつくるというふうな提案をしたときに、先程もちょっと議論になるんじゃないかという部分があるというのは、そういう面も含めて、なぜそこはそっちでやるのかと、こっちは全体でやらんばいかんとかと、そっちは議運でやるならもう全部議運でやってくれというふうな形にもなりやせんかなというふうな懸念はしますよね。50周年の記念事業に全体が関わるという部分では、確かに記念事業の場合は、もう一定、相手さえ決まればすんなりいく部分でしょうけども、やっぱりその当日も含めて関わってもらおうというふうな部分も含めてやってもらおうという意味では、全体でやった方がいいんじゃないかなというふうにはちょっと感じはいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程、私は休憩時間中に言っておりましたとおりで、ただ1つは議会運営委員会が事業母体ではないということですね。ある事業を行うような母体ではないわけですね、本来。したがって、どうあるべきかについての諮問を議長から受けて、こうあるべきだという一定の方向を出していくのが議運の役割であるはずなんですね。したがって特別委員会を設置をしていくということに、皆さん方も全会一致で決めたわけですから、やっぱり特別委員会を設置するならば50周年記念事業のものとして何があるのかということから議論をして、記念誌を作ったらどうかとかコンサートしたらどうかと、よそもしていますよとか、そういう議論の中で来ましたので、やっぱり特別委員会を設置したら、そちらの方にお任せをするということは筋やないのかなと私はそういうふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、岩永さんがおっしゃったことと全く同意でございます、作ると決めて、ちょっと話は変わりますが、講演についても、もう仕上がったと聞いたんですが、それはちょっと違うんじゃないかなと思います。そこも含めて、講演、コンサート、記念誌を特別委員会に振ると言うか、特別委員会でやっていくべきではないかなというふうに思っております。その中で先程も申し上げたように、もう進んでいる部分は進んで、この中の誰かが進めていけばいいことでありまして、それだけ特別委員会に、例えばコンサートだけ特別委員会ではしないと言ったら、どういうことと、またその議論も起きると思います。なら、そこで饗庭委員が言ったように、そっちですればよかやかねというふうな議論になると思いますので、それはそれとして、やはり特別委員会で一応進めるべきだというふうに思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

それぞれ各委員の考え方を発表していただきましたけれども、記念事業の①②③一体として特別委員会で取り組むべきだという御意見が多かったように思います。そこで、この企画書の素案の2ページの2の編集というところで、ここに「議会50年誌等編集特別委員会」という、ここでは50年誌等の編集のための特別委員会というふうにしておったんですが、これを「記念事業特別委員会」というふうに訂正したいと思います。御異議ありませんか。これはもう少し内容を議会事務局とも精査をして議長にも報告し、全員協議会の資料として委員長名で議長に報告をするというふうに手続きを踏ませていただきたいと思います。そういった軽微な文言の修正等については委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは繰り返しますけれども、記念事業特別委員会を設置すると。これについては8月27日13時30分から全員協議会を開いてお諮りをする。この特別委員会の任務としては記念誌、議会活動報告書の編集が1つ、あと議場コンサート、記念講演会、これについてはまだ確定的な要素がありませんけれども、これも踏まえてとりあえず検討をこの特別委員会でやっていくということにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、今皆さんにペーパーで議場コンサートの企画書、それから記念講演会の開催企画書がありますけれども、これについては本日は議論はしませんので、御了承いただきたいと思います。ただやり方とすれば、こういう方向になりはしないかなという方向性だけを示しておりますので御了承いただきたい。それと当初から言っておりますように、特別委員会設置まではなるべくこのメンバーの中で準備できるものは準備をしていきたい。と言うのは、やっぱり学校側との折衝等については前もってしなければいけませんので、従来どおり副委員長を中心に進めさせていただきたいと、よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは饗庭広報広聴常任委員長を交えた議会50周年記念事業の協議についてはこれで終わりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

では委員会を再開いたします。今、皆さんのお手元に第2回長与町議会基本条例自己評価検証実施要領というふうにしてしております。これは平成25年9月に議会基本条例を制定いたしまして、まもなく丸5年が経つわけです。27年の改選したあと7月8月に掛けて検証をいたしました。その結果については条例の改正まで至るものはなかったと思いますけれども、議会改革に活かされてきたというふうに思っております。この5年を機にもう一度、検証したいということで実施要領というものを作っております。趣旨、これは条例制定から5年を機に基本条例第21条の規定に基づき、2回目となる基本条

例の自己評価検証を実施することにより、今後の議会運営及び議会活動の活性化、並びに議会改革に資するため実施をしますということで、調査内容ということで、別紙のこれは2ページ目、基本的にこれを第1章総則を除きとしておりますけれども、あとでよくよく考えると、全部ひっくるめて第1条から第21条まで全部について自己評価をしていただくということでした。ここで前文、第1条の目的、第2条の最高規範性を除くと、議会事務局に資料を提出した段階ではそういうふうに思ってたんですが、これもひっくるめて目的に沿ったあるいは前文に恥じない活動してるかとか、いろんなことが出てくるかと思しますので、第1章の総則を除きとしておりますけれども、第1条から第21条までというふうに訂正をお願いしたいと思っています。評価の方法が4段階方式ということで、Aが「十分取り組んでいる」、Bが「概ね取り組んでいる」、Cが「今後努力を要する」、Dが「取り組み無し」と。そして(3)で評価をBCDとした場合はその理由、または改善策、気づきの点の記入欄とありますけれども、ここに記入をしていただくと。また十分取り組んでいるとした場合でも、お気づきの点があれば記入してくださいと、そういうことで。そして提出が、まもなく9月定例会も始まりましてけれども30年10月1日月曜、15時までに議会事務局に提出をしていただくと。それと4番目にその他ということで自己評価の結果は議会運営委員会で取りまとめを行い、全員協議会で報告をし、今後の対応について協議する予定です。改善を要する点、条例等の改正を含むは、議会運営委員会で協議して提言する予定です。それから、自己評価検証票の集計結果及び対応策等については、議会ホームページ等で公開する予定だというふうにしております。自己評価、あるいは検証した結果についてはこういうことで取り扱いをしますよというふうに。次のページからはずっと、左上に主旨を簡略化したもの、右上に記入上の留意点ということで、それぞれABCD、まず左側に条文をずっと並べ、真ん中に評価欄を、この中にAとかBとか書いてもらう。この改善策と気づきの点があれば記入すると。これ従来の調査のパターンと同じであります。こういう格好で、条例制定から5年を機にもう一度、今期、改選期になっておりますので、この4年間振り返って、あるいは2年間ですか、27年に調査を実施しておりますので、後半の2年間に渡って、基本条例というのは町民に約束をした議会の約束事ですから、これがちゃんと取り組んできたかどうかというのをもういっぺん検証すると。例えば諫早市辺りは、この評価をする組織を持っておるんですが。うちの場合はそういったものはありませんので、あそこはウエスレヤン大学やったかな、そういった所に検証をまた委託をしとるというのはあるようですけども、うちの場合まだそこまで進んでおりません。とりあえず自己評価、自己検証ということで取り組んでいきたいというふうに思います。皆さんから忙しい時期なのにこういうことをという話が出るかもしれませんが、どうしてもやっぱりこれは見直し、あるいは見直し規定ですか「議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要あると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、所要の措置を講ずるもの」というふうに見直し手続きをしております。これを基にしてや

るといふふうに考えて提案をいたしました。御意見があれば聞かしていただきたいと思
います。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

すみません。確認なんですけど、これは議員個人がこれにどう取り組んでるかという
ことを書くんですか、それとも議会全体を私が見てどう取り組んでるかという評価する
のか、もう一度そこを確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

要するに自己評価ですから、ここには議会体として、この条例に決めたことをちゃんと
実行しておるかということを経験者の目で見るとして評価をしていくという考え方です。
だから西岡委員がこの条例の例えば第何条について、これについてはまだちょっと取り
組みが足らんとか、全く取り組んでないとか、そういう評価を個人の議員として議
会の活動を評価してもらおうという意味です。

議長。

○議長（内村博法議員）

前回平成27年でしたかね、これやったんですよ。やって、その結果がどうなったの
か一覧表にまとめた前回分も、もし参考に送ったらどうですか、議員に。その時いろん
な意見が出て、何と何をしたかということすらちょっと整理がついてなかったと思うん
ですよ。だから、その過去からの流れで今回新しい目で見てくださいという、過去せ
つかくした財産があるから、それをやっぱり参考に、あるはずなんですよ、前のものが。
例えば、こういう意見が出た、箇条書きでね。それを実際やってきたわけですよ。議会運
営委員会で、当時の。これとこれをしてきた、それから規則、条例、全部そうやってし
てきたと見直しをね。そういう経緯があるものですよ、せつかくそういう財産もある
から何かそういうのは一緒にやったらどうかと、そしたら4年間の集大成ができるわ
けですよ。と僕はそういうふうに思います。もし、ちょっと手間掛かりますけども。

○委員長（喜々津英世委員）

これについては、27年12月1日に全員協議会で議運の委員長の方から説明があっ
て、今議長が言われたように朱書きをして改善を要する点とかいろんなことが書かれた
やつがあります。これについては議員は本来持っているはずなんです、どうでしょう。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

例えば18条とか19条がありますよね。非常に難しいなというふうに思うんですが、
例えば今16人。20人から16人にして自己評価ということですので、議員定数は今
16で定数条例に基づいて、それを自分が自己評価をどうするのかということでしたよ
ね。例えば、私は18でもいいんじゃないかと。ある議員とも話をしたこともあるん
です。しかし、それが自己評価をして何になるのかなと、自分は19人、18人でもいい

と思いますと、だから何もしてないのでDですよという表現をしたとしますとどうなるのかなど。それが何の役に立つのかなと思いますし、19条にしましても私は上げるべきだと、特に多数の人が参加できるような議員報酬を上げてもいいんじゃないかというふうに思うんですね。これも何もしてないから私もしなかったからDですと。それを出して何になろうかなとね、議会事務局14条にあります。個人個人いろいろ違うかもしれませんが、ある議員が感情的になって、例えば議会事務局はDだということをしたとして、理由はそれなりに書くようになってますので書いてくるかもしれませんが、そういうものは本当にそうなのかという検証は、逆に非常に難しいというふうに思うんです。それは個人の主観であって本人がそう思ってますね、それじゃみんなの問題として議題に挙げて、それではどうしましょうという議論には僕はなり得ないんじゃないかというふうにも思うんですね。だから非常に難しいなというふうに思いますし、前回私も実は持っておらないんで、今議長が言われたように、いただければありがたいということと、18、19にしましても、それを調査したからどうなのかなど。非常に難しいなというふうに思うんですね。感想です。

○委員長（喜々津英世委員）

まさに今、岩永委員が言われたように、いろんな考え方があられるわけですから、しかしその考え方を書かれたものを検証しながらどう生かしていくかというのは、まさに議会体としてどう取り組んでいくか。だから、例えば定数の問題でも、今16人の議員で取り組んでおるけれども、議員1人当たりの町民の数は例えば2,600人にもなっていると。県下でも、長崎市とか佐世保市とか大きい市について4番目に少ない議員で活躍しとると、果たしてこれでいいのかとか、そういったものも私はやっぱり議員個人として自分の思いを、もっと減らすべきだという人もおるかもしれんし、それはそれでやっぱり自己評価ですから自分の思いをここに書くというのは、やっぱり大事になってこようかと思うんですね。議会事務局の問題の話もありましたけれども、これは書いたら都合が悪かけんがどうのこうのじゃなくて、やっぱり今、現状を考えてどうなのかというのを書いてもらえばいいわけですので、例えば議会体として、これにちゃんと取り組んだか、あるいは喜々津英世個人としては、例えば、まだこの点が物足らんやったとかですね、そういうのが当然自己評価ですから、個人個人考え方は変わってくるでしょう。確かに27年の第1回の評価をしたときも非常にすばらしい意見もあったし、おつと言う意見もありましたけれども、今、議長からそういう提案がありましたので、これを持ってない人には、また配布をすると。確かにあった方が、ただ、個人個人のやつを全部配付するとなると非常にそれは難しい。全体の集計結果はそこの中に、例えば河野龍二って議員名を書いて意見を書いたりしてますので、議員個々の自己評価は出さなくても、その集計表で事足りるかと思いますので、事務局には1つ大変でしょうけども、この資料の準備をお願いしたいと思います。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

煩雑であれば、例えばこの項目に沿って、例えば政治倫理条例のところは見直しましたとか、何月何日を改善したやつだけ書き込むという手はある。簡単にすれば、前回したやつ。いろいろ規則とか見直したんですよね。あの時、結構かなりしたんですよ。だからそれをそれぞれの項目の中に打ち込んでいけば、あんまり手間は掛らんと思うんですけれども、これ僕の参考意見です。それぞれの個人の意見まですると大変かもしれません。参考にさせていただければ。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

例えば第14条の議会事務局の体制整備とか、第16条の調査機関の設置とか、こういったところはもう自分の個人的な、見て判断をするということなんですか。となると、個人的な個人分析の個人評価となると、例えば表紙の第4番のその他のところで、自己評価の結果を議会運営委員会が取りまとめますね。全員協議会で今後の対応について協議する予定ですというのが、ちょっと引っ掛かるんですね。どういうふうに対応して協議をされるのか、ここ自己評価について、そのどこちょっと聞かせてください。

○委員長（喜々津英世委員）

どういうふうな内容が出てくるか分かりませんが、調査をしたけどもあとは何もしないなら調査をしない方がましなんです。ペーパーもいるし労力も掛かるし、じゃなくてこれをどう生かしていくかということで、要するに調査の目的が今後の議会運営に関する改善点とか、そういったものがありはしないか、そういったものを検証することですから、具体的に自己評価が出てきた段階でどういうふうに、こういうふうな意見が出るとけども、これはちょっと考え方が間違えとるよとかいうのもあるかもしれんし、これは良い意見だからちょっと議論しましょうよということになるかもしれんし、要するにこれをした結果をうやむやにしないと、議会体として共有をして改善改革につなげていくという考え方です。御理解いただきたいと思います。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今、委員長が言われたとおりでいいと思うんですね。ところが、それじゃ2年前に調査をした結果によって、この2年間で何か、指摘なりなんなりがあったものをどう改善したか、議会運営委員会でそういう議論は1回も無かったですね。その辺りは、主旨はよく、委員長の言われるのもよく分かります。そのとおりいけばいいんですが、今まで1回もないということであれば、そういう活かす、そういう議論の場すら無かったわけですから、その辺りは何も無かったんですか、前回は。

○委員長（喜々津英世委員）

先程、議長が発言されたとおり、そこで書かれたことについては、かなりの部分で改

善が議会運営委員会で、饗庭委員長の頃です。かなり協議をされて改革に繋げていっとることは事実で、これについてはその都度、全員協議会でも報告がされておったと思います。議会運営委員会の中で改善をされていった部分はかなりあったらうと思います。さっきの50年誌の中にもちょっとやっぱり27年当時のところ、分かっとる範囲はここに書きましたけれども、どれがどれということとは分かりません。今のところはですね。ただ、これは調査の結果をそのままやむやにしとるということとはなかったと思います。

ほかにありませんか。もう少しこれについては、文言を一部修正する部分がありましたので、そこら辺を例えば調査用紙をメールでできるとか、そういったものをちょっと書き加える必要がありますので、あとファックスの問題、そこら辺の修正につきましては委員長に御一任いただけますか。ありがとうございます。ほかに意見も無いようですので、第2回目となる議会基本条例の自己評価検証については大変忙しい時期でありますけれども、この要領に従って進めていきたいと思えます。

次に議会事務局から提案をいたします。議会の申し合わせ事項です。これについては見直しをしてくれということで議会事務局の方にもお願いをしておりました。と言うのは地方自治法で既に決められておるのに申し合わせ事項に盛り込んだりとか、必要ないものまであったりとか、そういったものがありますので、ここら辺を会議規則、基本的に議会の運営ですから、会議規則に基づいたところの整理をちょっとしてくれんかということで事務局にお願いをしておりますところ、今日は全般的にということじゃなくて、今考えられる申し合わせ事項について整理をしてくれておりますので、事務局から説明をしてもらいたいと思えます。

富永議事課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

申し合わせ等について検討してくれということで、事務局の方で考えました。御承知のとおり、議会の活動というのはまず自治法がありまして、そして会議規則、委員会条例、この3つが法的に拘束をされる部分で、それに載ってない部分を申し合わせ事項ということで、従前から、議会事務局の方から議員の皆様には申し合わせ事項（先例集）というのを配布をして、その申し合わせでやってきてたと思えます。今、皆さん議員必携をお持ちですかね。議員必携でいきますと388に町村議会の運営に関する基準というのが示されてるわけですけども、先程申しました自治法、会議規則、委員会条例に基づかないものについて、こんな基準を作りなさいという必携の中での書き方なんですけども、例えば第1章1節議会の呼称という部分です。ペーパーで言いますと「本会議は議場において行われる定例会、臨時会を指す」とか、そういう定義づけの部分。この部分については先程言いました自治法以下、法規にはのってない部分、そして、うちの申し合わせにも定義がされてない部分なんです。本会議、本会議と言ってますけども、ある程度この辺りも定義づけをはっきり申し合わせの中でしてた方がいいんじゃないかということで、議会の呼称をそこに1、2、3ということで、そして、定例会の呼称の

仕方、臨時会の呼称の仕方ということで、申し合わせの中で謳うべきじゃないかということでお示しをさせていただいています。そしてペーパーの方でいきますけども、議会の招集ということで「定例会は毎年3、6、9、12に招集されるのが通例」と。この3、6、9、12についても今まで慣例でやってきておりました、どこにも定義づけられたものがございませんので、先程の議員必携を参考に、こういう形で申し合わせで決めていった方が良くないかということでお示しをさせていただいております。会議規則の取り扱いとなってますけども、この議員必携に書いてある基準の方は告示依頼とか参集、議席、会期ということになっていくんですけども、あくまでも会議規則が1番のバイブルと言いますか、会議規則に則って本会議が行われてまいりますので、会議規則の取り扱いということで、以下、会議規則の1条からずっと会議規則に沿って並べさせていただいております。例えば、会規1（参集）としてますけども「議員の参集通告は議会事務局設置の登庁表示板を自ら点灯して行う、また退庁の時は自ら消灯しなければならない」と。このことは今、既に申し合わせにも載っておるんですけども、341ページの会議規則を見ていただくと、参集、第1条「議員は召集の当日、会議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない」と、これが会議規則です。会議規則どおりにいくと、議長の所に全員が顔出して、来ました来ましたと言うのが通告という形になりますが、今もされてるとおり「事務局設置の登庁表示板を自ら点灯して行う」ということになっております。会議規則の第1条、来たことを通告するだけなので「参集通告は点灯して行う」、「退庁の時は自ら消灯しなければならない」というのは、会議規則上、参集通告は規定されているので通告の方法を規定して、退庁時は申し合わせにおいて義務づけをします。前段の点灯するところまではしなければならないことですから方法だけを書いて、退庁時はしなければならないという義務づけですね。こういうふうな書き方で申し合わせの方を整理をしていければなということで、今回第1章の部分、裏までちょっといってますけども、実際は会議規則は19章まであるんです。パソコンの中ではとりあえず19章まで作ってますが、今、19章まで皆さんにお渡しても、多分多過ぎて回らないという形になると思いますので、とりあえず今回は第1章のところまでをお示しをしております。会議規則の2にまいりますけども、もし議員必携を持ってれば会議規則も一緒に見ながら。次に会議規則の2条にまいりますけども、欠席の届け出、「議員は事故のため出席できないときは、その理由をつけて当日の会議時刻までに議長に届けなければならない」というのが第2条です。これを受けて①にまいりますけども「公務を除く」のくだりですが、下線を引いているところ以外は、現行の申し合わせに書いてあります。「議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届けを議長に提出する。ただし会議時刻までに提出できない時は電話等で届け出る」というのが今の申し合わせになります。私の方で付け加えたのが、頭の「公務を除く」という部分を付け加えてます。公務の場合、これあくまでも議会体としての公務でございますから、本会議中に公務が入るということは想定されませんが、何かがあ

った時、議会として、そういう時に公務を除きというのを頭にかませとった方がいいだろうと。公務のときに欠席届を出す必要はないというふうに私は考えましたので、公務の場合は議会体としてやむを得ないので、欠席届が不要ということで「公務を除き」を頭に付けております。それと1番最後の「後日遡って欠席届を提出する」という部分ですけれども、これは電話で届け出た方は、書類上、後日、欠席届を提出していただく。遡って出すことによって、書類的に整えるということが必要だということで「後日遡って提出するものとする」ということで書いております。こちらの方は、下に書いてますが、電話による場合は後日欠席届けを形式的に整えることもやむを得ない。「必77」と書いてますけれども、これは必携の77ページを見ていただければ文言が書いております。

「形式的に整えることもやむを得ない」とございますので、必携に従って遡ってあとから出すということを規定してはどうかということでございます。②にいけますが「議員が会議に遅参するときは会議時刻前に電話等で議長に届け出る。」これも現在あります。このとき、欠席または遅参の議場での取り扱い宣告と記録、この辺りをどうするか、するかしないかというところを考えんといかんということで、赤でお示しをしております。と言うのは、例えば本会議丸1日欠席するときは当然欠席届が出ますけれども、議場ではその人が休んでることは一切分からない。目では分かりますけど記録として会議録ができたときに、その日の欠席議員ということで会議録にポツと名前が出るだけなんです。よその議会の会議録を覗きますと、本日は誰々議員が何とかのため欠席されておりますというのを最初に議長が言われてる議会もございます。あと遅参、遅れて来た時、早退した時、本会議で遅参早退、めったにないと思うんですけども、そのときの取り扱いを今まで何もしてないんです。今までは、とにかく朝から夕方まで本会議があつて一瞬でも参加しておけば出席議員の名前に載ります。今まではそれできてます。それでよかということであればそれでいいと思いますけれども、その辺りの取り扱いを申し合わせといいますか、決めておいた方がいいんじゃないかということで赤を入れております。次に③が、議会外の用務のため2日以上本町を離れる時の不在届の提出。これも今の申し合わせにございます。この用務の2日間という定義をはっきりしないと、出す方も困るし、出させる方もウーンという感じになるんです。ですからこの2日間という2日間を時間で考えるのか泊で考えるのか、この辺りも、やっぱり定義づけをしといてやらないと出す方も出しにくいだろうということで、下に小文字で書いてるのは日数の定義の検討が必要ということを書かせていただいております。会議規則の3はもう触るところがないだろうということでそのままです。会議規則の4、議席ですけれども「会議規則上は議員の議席は一般選挙後最初の会議において議長が定める。」2項で「一般選挙後新たに選挙された議員の議席を議長が定める。」3項が「議長が必要であると認める時は議席を変更することができる。」そして4が「議席には番号及び氏名標を付ける」という、どうするということが書いてありまして、①の方ですけれども議席の今の形を定義づけるという意味で、「議席番号は議長席から見て、前列左端から始まり横に第1列終わ

り順次後列に移ると、ただし4番議席は消す、欠番として詰め、議長の議席は17番とする」という部分です。現行4番議席の欠番と議長議席が17番というところは現行の申し合わせにも書いてあります。4番欠番にしてるところは県内の町村では、長与と佐々だけが欠番で、ほかは全部番号どおり詰めているのが多いです。あと副議長が16番としてるところ、議長の1つ前ですね、というところが多い現状を書かせていただいています。この申し合わせにつきましては、私は正式には次期改選後の適用が1番いいかなということで考えておりました、この任期の終わるまでの間にある程度皆さんで申し合わせていただければということで提案をさせていただきたいと。こういう形式でよければ、後日、2章3章の部分もお示しをさせていただきたいと思っておりますので、そういう形でよろしいかどうか、今日御協議いただければと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

現行も会議規則に沿って申し合わせ事項、定められておりますけれども、ここに書いとるようにあいまいな点、特に僕がいつも悩むのが、2日間本町を離れる時というのが非常に、例えば2泊3日であっても丸2日は空けとらんよという、だから非常にそれをどう捉えていくかというのが難しい部分があるなというふうに思っておりますので、こちら辺についても今後、今日とりあえずサンプルとして考え方だけを示したものを提示していただきましたので、今後、具体的にこれをまとめていく。これは注釈書きまで小さい字でいっぱい書いておりますから、非常に見にくいという部分もあるかもしれませんが、整理をすればきちとなろうかと思っておりますので、今日を契機として残り少ない議会運営委員会の中で、来期のためにもやっぱり今の段階でやれるものはやっぱりきちと整理をしていくというのは、我々の務めだというふうに思っておりますので、こういう格好で順次整理をさせていただきたいと思っております。何か御意見があれば。

議長。

○議長（内村博法議員）

来年改選時期を迎えるんですけども、この前から充て職の問題がありましたよね。だから今、2元代表制ということで町長の諮問委員会に例えば議員が入るとか、そういうのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。だから来年の4月以降からもう引き上げると、町長の諮問委員とか何とか委員会とか、そういうふうに私自身は思っております。だからもう充て職とかなんとかじゃなくて2元代表制を徹底すれば、全員引き上げるべきだと思うんです。私自身が入ってるのもありますけども、年に1回か2回しかないんです。総会みたいなもんで。だから私が出ても町長は出ない会もあるんです。それはちょっとおかしいんじゃないの。だから2元代表制を徹底すれば、やはり我々は議会としてのチェック機関として、やっぱりその諮問委員会に出ることはおかしい。それからもう1つは監査役、今、議員出してるわけですけども監査役も実際、議員という立場もあるから、それもやっぱり議員としてのチェック機関を果たすためにはもう、この前、法律改正されましたよね。今は必ずしも議会の中から選ぶ必要ないということに

なっとるわけだから、それも引き上げてもいいんじゃないかなと思うわけです。だから2元代表制を徹底するならば、もう4月から整理すればいいんじゃないかなと思ってます。もういよいよ4月に改選を向かえますので、やっぱりその辺りは整理しとった方がいいんじゃないかなと。それともう1つ、1人2役というのがどうかなと思う。それも一緒に1番重要な1人2役、それから充て職、もう次の改選時期については、この2つはぜひ見直していただきたい。見直す事項があればと思います。余り時間も無いので多くはあれなんでしょうけど。その2つだけは、ちょっとやっぱり次期改選の時にいろいろやっぱりスムーズに活かしたいなと思っています。誰が次に当選されるか分かりませんが、そこんところはきちっと見直しされとった方がいいのではないかなと思います。さっき言ったように例えば、夏まつり実行委員会とか議長は出るわけですよ。町長は出てない。河野さんも出たことあるんですけど。だから何かちょっとおかしいなと思うわけです。だから今までの経緯ですとそういうふうになっとるのではないかなと思うんですけども、例えば奉賛会も被爆者のも私は副会長になったわけです。これは町の委員会だから僕が副会長になること自体がおかしいんじゃないかな。数え挙げればいろいろあるんですけど、法律で定まってるならば、私はやむを得ないと思うんです、法律でね。やむを得ないと思うんですけども、そうでなければ引き上げたらどうかなと思ってます。

○委員長（喜々津英世委員）

この問題は、若干、政治倫理条例のときにも議論をした経緯もありますけれども、その時にも申し上げたかもしれませんが、例えば議会運営委員会の提案事項として、法で定められた委員を除き、ほかの委員は辞退する。はっきりこれを決議して町長に提出をしておる。そういう所もあるわけ。もう1つは議会基本条例の中にそれを明文化しておく。議会と執行機関という中に、それを議会体としてはもうしないんだと、これは審議会とか委員会とか、いろいろ外郭の協議会とか何とかそういったものもひっくるめて、今、議長が言われるように2元代表制の一翼を担うものとしては、やっぱり委員会審査、予算、施策等、審査をするわけですから、そういった意味からも好ましくないというのは、元々私もそういうふうになっておりましたので。それともう1つは議会代表で仮に行ったとしても報告義務は無いんですよ。今の一部組合とか高齢者の、そういったもの以外は何も無いわけですよ、報告義務が。監査委員の問題にしても、監査委員をしたらやっぱり守秘義務というのがある。監査委員をしたらふだん議員が知らない情報をいっぱい知とるわけですから、それを基にして一般質問をしたら、そういったことは、これはやっぱり慎まらばいかんという、そういった問題もありますので。法が変わったので行政側がどうなのか分かりませんが、議会体としての考えは執行側に伝えてもなんら問題はなかろうと思いますので、今後の問題として提案をいただきましたので申し合わせ事項とはちょっと外れましたけれども、この議会運営委員会でも議論をしていきたいと、そういうふうに思います。この申し合わせ事項については、こういうことで見直しを進めていくと、議会事務局である程度提案をしていただいて議

運で協議をすると。当然、私も提案をしていくつもりでありますけれども、そういうことで進めていきたいと思えます。御異議ありませんか。ありがとうございます。他に。皆さん方から何かありましたら。いいですか。じゃあなければ、間もなくお昼になりますけれども、これで終わりたいと思えます。

次回は8月27日9時30分から定例会前の大事な議会運営委員会でありますのでよろしく願います。お疲れ様でした。これにて閉会いたします。

(閉会 ●時●●分)